

平成28年第2回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成28年3月3日(木)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成28年3月3日(木)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君      |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君     |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君     |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君      |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君      |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副町長    | 岡崎泰充君 |
| 教育長    | 枝廣泰知君 |
| 技 監    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 民生部長   | 奥至雅君  |
| 教育次長   | 河本和彦君 |
| 会計管理者  | 山根道春君 |
| 総務課長   | 中村政愛君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |
| 税務住民課長 | 中村輝彦君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 保険健康課長 | 増木 梨江 君  |
| 環境防災課長 | 藤本 大一郎 君 |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 藤井 建輝 君  |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 福嶋 浩二 君  |
| 出納室長   | 吉原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 係 長 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 産業文教委員会報告
- (4) 議会広報調査特別委員会報告
- (5) 後期高齢者医療広域連合議会報告
- (6) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (7) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

日程第1

「会議録署名議員の指名」

|       |        |                                             |
|-------|--------|---------------------------------------------|
| 日程第2  |        | 「会期の決定」                                     |
| 日程第3  | 報告第1号  | 「専決処分をした事件の報告について（上条トンネル補修工事請負契約金額の変更について）」 |
| 日程第4  | 議案第5号  | 「平成27年度坂町一般会計補正予算（第6号）」                     |
| 日程第5  | 議案第6号  | 「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」             |
| 日程第6  | 議案第7号  | 「平成27年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」                |
| 日程第7  | 議案第8号  | 「平成27年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」               |
| 日程第8  | 議案第9号  | 「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」              |
| 日程第9  |        | 「平成28年度町長施政方針」                              |
| 日程第10 |        | 「平成28年度教育行政方針」                              |
| 日程第11 |        | 「一般質問」                                      |
| 日程第12 | 議案第10号 | 「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」                  |
| 日程第13 | 議案第11号 | 「広島市と安芸郡坂町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」  |
| 日程第14 | 議案第12号 | 「坂町ふるさと応援基金条例の制定について」                       |
| 日程第15 | 議案第13号 | 「坂町太陽光発電設備維持管理基金条例の制定について」                  |
| 日程第16 | 議案第14号 | 「坂町個人情報保護条例の一部改正について」                       |
| 日程第17 | 議案第15号 | 「坂町特定個人情報保護条例の一部改正について」                     |
| 日程第18 | 議案第16号 | 「坂町情報公開条例の一部改正について」                         |
| 日程第19 | 議案第17号 | 「坂町税条例の一部改正について」                            |
| 日程第20 | 議案第18号 | 「坂町手数料条例の一部改正について」                          |
| 日程第21 | 議案第19号 | 「坂町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に                      |

|       |        |                                      |
|-------|--------|--------------------------------------|
|       |        | ついて」                                 |
| 日程第22 | 議案第20号 | 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第23 | 議案第21号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」               |
| 日程第24 | 議案第22号 | 「坂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」    |
| 日程第25 | 議案第23号 | 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」        |
| 日程第26 | 発議第1号  | 「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」      |
| 日程第27 | 議案第24号 | 「平成28年度坂町一般会計予算」                     |
| 日程第28 | 議案第25号 | 「平成28年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」             |
| 日程第29 | 議案第26号 | 「平成28年度坂町下水道事業特別会計予算」                |
| 日程第30 | 議案第27号 | 「平成28年度坂町介護保険事業特別会計予算」               |
| 日程第31 | 議案第28号 | 「平成28年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」              |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) それでは皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(大島英司君) 着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。早いもので年度末を迎え、何かとお忙しい時期となりましたが、議員各位におかれましては、元気で御出席を賜りまことにありがとうございます。

本定例会では、諸議案の提案、平成28年度当初予算審査を含め、全ての案件に対しまして十分な審査、審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け格段の御協力をいただきますようよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

それでは会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。平成28年第2回坂町議会定例会が開催をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、平成28年度予算を初め、25件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。何とぞよろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長(川本英輔議員) 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会側の報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る2月19日金曜日、KKR広島において、平成27年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会研修会が開催されました。

自治功労者表彰では、坂町議会から20年以上の在職者として、大田副議長、中議員が表彰されました。

また、第36回議会広報コンクールにおいては、広報誌部門では最優秀賞、表紙・写真の部では佳作をそれぞれ受賞いたしました。

議会広報クリニックでは、議会広報サポーター芳野政明氏による「伝える広報から伝わる広報へ」と題して、各町の広報誌を参考にしての研修を受けました。

午後からは、時事通信仙台支社長、山田恵資氏による「国内外の政治の行方を読む」と題しての講演がありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 総務厚生委員会報告。

瀧野総務厚生委員長。

○9番（瀧野純敏議員） 総務厚生委員会報告をいたします。

平成28年2月5日金曜日、坂町地域包括支援センターの視察研修を実施いたしました。社会福祉士、主任介護支援専門員、看護師の3名の方より活動内容についての説明を受けました。

主な内容といたしまして、介護予防ケアマネジメントとして一般支援、1次支援、2次支援、3次支援など。

次に、介護保険の認定の方へとして、申請調査などを行う。

次に、要支援認定者などの状況として、平均約150名の方がサービスをしているということでございます。

次に、総合相談を受け付けるシステム、包括的、持続的ケアマネジメント作業など。

次に、高齢者安心見守りネットワークシステムの構築として、認知症、徘徊者SOSなどの行政と視察をしているということでございます。

それから虐待対応、ひとり暮らし世帯訪問、実態把握、近況確認を4カ月毎に実施しているということでございます。

次に、被爆者訪問事業、家族介護者教室、年2回、はまな荘にて開催しているそう
でございます。

それから、認知症のサポーター養成講座、講師の派遣など、各場所での講習などを
活動しておりました。

所感といたしましては、職員に任せるのではなく、小中学童を含む坂町全域で取り
組む問題と思いました。人間いずれは行く道と感じ、町民への啓発活動を進めるべき
と感じました。

また、改善が必要な事項については、要望、提案を行いました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 産業文教委員会報告。

奥村産業文教委員長。

○6番（奥村富士雄議員） 産業文教委員会の報告をいたします。

2月5日、第7回の委員会を開催いたし、産業建設課の担当職員とともに、県道坂
小屋浦線の進捗状況の視察とベイサイドビーチ坂の視察を行いました。

県道坂小屋浦線におきましては、県道室長から説明を受けて、現在、1工区全体で
は用地測量、家屋調査等も90%以上進捗しておりますけども、契約実績については、
用地が61.76%、家屋が76.92%の進捗状況でございました。

それから、荒神橋付近までの延伸がされましたけども、この延伸工事の区間と、そ
れから町道中村17号線の予定地の結節地点あたりを視察を行っております。

次に、ベイサイドビーチ坂の現地調査でございますけども、坂町まち・ひと・しご
と総合戦略では、ベイサイドビーチのにぎわい創出のための施設整備計画がありまし
たんで、現地視察を行って、意見交換を行いました。

ちょうど現地ではボーリング調査が行われておりました。これは水尻駅とベイサイ
ドビーチを結ぶ陸橋計画のボーリング調査との説明を受けました。

ベイサイドビーチ坂につきましては、28年度にワークショップ等が開催され、魅
力ある施設等についての検討がされるということで期待しております。

2月19日には第8回委員会を行いまして、公園の管理状況について都市計画課か
ら説明を受けました。

まず、きらり・さかなぎさ公園の管理の問題につきまして、従来より要望がござい
ました年末年始の開園についてでございますけども、開園2年を経過するわけですけ

ども、そういった中でやはり要望が多いということで、現在、開園する予定ということで前向きに検討しておるといようなこととございます。具体的なことが決まりましたら、議会に報告するといようなこととございました。

利用状況につきましては、平成27年4月から28年2月現在で9万9千人が利用されとるといようなことと、かなり利用者が多いといようなこととございます。駐車台数につきましても、1日当たり平均約70台とございます。

横浜公園、尾鷹公園の木材遊具の補修についてといようなこととございますが、現在、木材遊具が非常に老朽化しておる部分もあるといようなことと、横浜公園の遊具については一部補修をしていますが、尾鷹公園ほかの遊具につきましては、重点的に点検して、補修する必要があるところは補修していくといようなことを説明を受けました。ただ、時間的な制約で、この委員会につきましては、研修の後、行ったため、現地確認ができなかったのが残念とございました。

以上で、産業文教委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 議会広報調査特別委員会報告。

柚木議会広報調査特別委員長。

○7番（柚木 喬議員） 議会広報調査特別委員会から報告を行います。

12月定例会以降の活動とございますが、平成28年1月1日発行の議会だより編集のための委員会を7日間開催し、議会だより134号を発行いたしました。

また、今後の活動予定としましては、3月定例会終了後、4月1日発行の議会だより135号編集に向けての委員会を8日程度開催する予定といたしております。

なお、この135号ですが、全国コンクール出品のため、特に英知を結集して臨みたい、そのように思っております。皆様の御協力、特段の配慮を承りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

瀧野総務厚生委員長。

○9番（瀧野純敏議員） 後期高齢者広域連合定例会報告をいたします。

平成28年2月16日に、平成28年第1回広島県後期高齢者医療広域連合会議定例会が開催され、私が出席いたしました。

提出された11議案は、条例改正が広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の

一部改正など6件でございます。

次に、第3次広域計画の策定、平成27年度一般会計補正予算などが2件ありました。平成28年度一般会計当初予算など2件と、いずれも賛成多数で承認をされました。

この後、海田町の佐中議員より一般質問があり、会議は閉会をいたしました。

なお、会議資料は事務局に提出してありますので、参考に供してください。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 府中・坂地区水道整備協議会報告を行います。

大田副議長。

○副議長（大田直樹議員） それでは、府中・坂地区水道整備協議会について報告いたします。

平成27年度第2回府中・坂地区水道整備協議会が平成28年2月3日、広島市水道局基町庁舎にて開催されました。

坂町からは、岡崎副町長、西谷産業建設課長、そして私、大田が出席いたしました。

初めに、平成28年度広島市水道事業会計予算案の概要が説明され、坂町の負担金予定額の内訳として、消火栓負担金210万8千円、水源開発繰入金121万5千円、温井ダム建設負担金92万5千円、安全対策事業26万円、下水道徴収業務受託収入といたしまして1,104万7千円で、合計1,555万5千円でありました。

次に、広島市水道事業中期経営計画の概要の説明があり、坂町での施設更新及び改良につきまして、老朽化しました配水管改良工事など11件の計画について説明があり、会議を終了いたしました。

なお、詳細資料につきましては、事務局に提出してありますので、参考に供してください。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告7 監査委員報告。

奥村監査委員。

○6番（奥村富士雄議員） 坂町監査委員報告をさせていただきます。

監査は坂町代表監査委員である西本昭孝氏、並びに私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を平成27年12

月分を12月19日、平成28年1月分を1月20日、平成28年2月分を2月23日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第2項に基づく定例監査を平成27年11月2日から11月26日まで実施し、平成27年4月1日から9月30日までの一般会計並びに各特別会計予算の執行状況について審査をいたしました。

監査の結果につきましては、昨年12月19日、町長及び議長に定例監査報告書を提出いたしております。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政からの諸般の報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告といたしまして、広島県町村会町長会議について御報告をいたします。

去る2月9日、広島市のメルパルク広島において町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、第1号議案として、平成28年度広島県町村会事業計画について、第2号議案として、平成28年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件について、いずれも全会一致で承認をされました。

引き続き、自治功労者の表彰が行われ、一般職員の部では、坂町職員から広島県町村会表彰勤続25年以上として、総務課付安芸地区衛生施設管理組合総務課長、縫部逸都君、総務課長、中村政愛君、企画財政課長、車地孝幸君、環境防災課長、藤本大一郎君、総務課係長、西谷信樹君、議会事務局係長、車地広敏君、産業建設課主任、岡田正美さんが受賞されました。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告。

岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） 安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

平成27年第2回管理組合議会定例会が平成27年12月17日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに山根会計管理者と私が出席いたしました。

当日は5件の案件が提出され、まず、選挙第3号、議会副議長の選挙につきましては、熊野町議会議長、山吹富邦氏が選任されました。

次に、選任第1号、副管理者の選任につきましては、平成27年11月16日に海田町長に就任されました西田祐三議員が指名推選により全会一致で副管理者に選任されました。

議案第8号、平成26年度各会計歳入歳出決算認定につきましては、いずれも全会一致で認定されました。

まず、一般会計の決算額は歳入総額5億9,429万6,919円、歳出総額5億8,125万7,116円、歳入歳出差引額は1,303万9,803円となっております。

また、広域ごみ焼却場事業特別会計の決算額は、歳入総額12億2,760万3,658円、歳出総額11億9,499万2,540円、歳入歳出差引額は3,261万1,118円となっております。

これら各会計の平成26年度決算の確定により、繰越金の計上等により各会計の平成27年度補正予算案が上程され、議案第9号、平成27年度一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ686万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,200万6千円とするものでございます。

また、議案第10号、平成27年度広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額19億8,658万8千円に増減はなく、繰越金の確定による歳入予算の款・項の区分ごとの金額を補正するものでございます。この2件の補正予算案につきましては、いずれも原案のとおり全会一致で可決され、同日、閉会されました。

続きまして、平成28年第1回管理組合議会定例会が平成28年2月26日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに山根会計管理者と私が出席いたしました。

当日は7件の案件が提出されました。

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠し、平成27年4月1日から給料表及び期末勤勉手当の引き上げを行うことが主なものでございます。

議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の

一部改正につきましては、地方公務員法が改正されたことに伴い条文の整理を行うものでございます。

議案第3号、行政不服審査会事務の事務委託に関する協議につきましては、安芸地区衛生施設管理組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関し、組合議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号、平成27年度広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額19億8,658万8千円に増減はなく、交付金の確定による歳入予算の款・項の区分ごとの金額を補正するものでございます。

次に、議案第5号、組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、管理組合規約第12条第3項の規定に基づき、毎年度、関係市町の負担金の負担方法を定めるものでございます。

議案第6号、平成28年度一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億4,373万9千円と定めるもので、対前年度比140万2千円の減となっております。

議案第7号、平成28年度広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ27億5,417万8千円と定めるもので、対前年度比7億6,559万円、率にして38.6%の増で、安芸クリーンセンター基幹的設備改良工事が主な増加理由でございます。

これらの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、11番大田直樹議員、1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から3月10日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 報告第1号「専決処分をした事件の報告について（上条トンネル補修工事請負契約金額の変更について）」の件を議題にします。

提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第1号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、上条トンネル補修工事に係る契約金額の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、契約金額5,378万4千円を5,861万1,600円に変更をいたすものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） これは大体27年7月17日に報告があったときには、追加ありませんという話だったんですね。確かに僕が24年の6月の一般質問で出して、それからようやく3年がたってやってもらえる。きれいになるのはわかるんですけど、それを何の理由でこの480万円も、最初の見積もりのやり方が悪いのか、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今回の変更の理由でございますが、上条トンネルの補修は、トンネル内面に炭素繊維で補強したパネルをアンカーボルトと接着剤で一体化させて補強する工法を採用しておりました。この接着剤でございますが、乾いた状態でないと効果を発揮しないため、当初計画でありました線導水工、これは溝切りを設置することとしておりました。トンネルの漏水につきましては、豊水期と渇水期では漏水状態が異なるため、当初計画の時点では、調査時点での漏水状況でこういった線導水工を設置することとし、実際、設置の段階で表面が乾かないような状態であるときには、その対応をするよう指示をしておりました。施工段階でコンクリートの表面

の豆板部、これは表面が粗悪で、小さい穴が開いている状態でございます、こういった状態のところからの漏水がとまらない状況で、そのため、表面を乾かすために約280平米の漏水対策、これは集水パイプ等を設置したことによって、この変更が生じたものでございます。

議員御指摘のように、当初の段階で変更はないという希望的観測を申し上げておりました。これにつきましては私の認識が甘かったということで、以後、気をつけて答弁させていただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） でも、確かに私が24年に言うたら、町長以下がここへ出しとるのを見ると、異常がない。それでも何度か私が言って、私の再質問もここに持つとるんですが、そのときも検査棒で入れても1メートルぐらい入る。天井の漏水も初めから10年も15年も前から漏れよるのは上条の町民からも聞いとるから、再質問の中でも言っとるんです。そしたらなんで検査のときに、ただ、それはきれいになるんだからいいですよ。それから、今、やってますね、半分だけ。あれ、全部きれいにするんですか、今のままで済みますのか、その辺を聞かせてください。

それともう一つは、これを確かに、今、半分で、上条から言ったら、センターから左だけがきれいですね。右側は入り口と出口だけ。その中で、真ん中のほうの漏水は百も承知で最初の検査見積もりのときはあったはずなんです。だからこれからやるのは、確かにきれいになるのはいいですよ。今のままで通しても、まだ今から何カ月かかかった右側のあの壁面ですね。今朝も行ってみたけど、水が浮いとる。今朝、早うに行ってみただけど。これがきれいに直るのか、それから化粧がきれいになるのか、それだけ一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 現在のトンネルの補修状況でございますが、これは半分済ませている状態、また引き続き、28年度実施することとしております。工法的には同じ工法で、炭素繊維による補強パネルを設置する。また、これにつきましても、実施段階でそういった漏水、表面が乾かない状態であれば、そういう乾かす工法を同じようにしていくこととしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 多分、ここがきれいになるから言うわけじゃないんですけど、確かに坂町の工事をやれば、どれもこれも安うとりさえすりゃ、後から追加がとれるわいう、これが問題なんですよ。私が前から再三言いよるように、一つ問題として、どこもかしこも、Sunstar Hallにしてもそのとおり、初めからしとつても追加、どれを出しても、皆、追加。これはやはり町民が見ても、何で最初の基本見積もり、下準備をやっとらんのか。その辺があるから、今からでも注意してもらいたいんです。だから前回、全協で言ったように、少しはレベルを上げて、それで値段を上げとれば、恐らく6千万円ぐらいで出しとつたら、まだまだ競合者がおって、見積もりはできとつたはずなんです。そうすればいいものができて、プロがやっとする。今、やっとするのはプロじゃないとは言わんけど、その辺があるんで、これから注意してもらいたいんです。その辺を一つお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 御指摘のように、当初の設計段階、調査等、十分にやっっていきながら精度を上げたいと思いますが、いかんせん、そういった見えない部分、確実にそれを全部把握できるかというのは、技術的にも難しいところがございますので、その辺は今の技術等を考慮しながら、精度の上がった設計を、発注をしておりますコンサルと十分に協議をし、そういった追加がないような設計を厳しく調査、点検し、成果物を収納したいと思います。

○議長（川本英輔議員） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 議案第5号「平成27年度坂町一般会計補正予算（第6号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「平成27年度坂町一般会計補正予算（第6号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行い、また、職員給与改定に伴う予算の調整をいたしたことにより、既定の予算総額に7,249万円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億4,983万4千円といたすものでございます。

8ページの繰越明許費は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執

行が困難なことから翌年度に繰り越すもので、9ページの地方債補正は、国の補正予算及び事業の執行見込みに基づき、限度額の追加及び変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず歳入で、15ページからの町税では、それぞれの収入見込みを試算計上いたしました。

16ページからの地方譲与税及び各交付金につきましては、県の試算に基づき計上いたし、18ページの地方交付税では、普通交付税及び特別交付税をそれぞれ計上いたしました。

19ページの分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、それぞれ収入見込みにより試算計上いたしました。

20ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、国の補正予算に伴い都市防災総合推進事業6,700万円を計上いたし、また、それぞれの事業の執行見込みに基づき試算計上いたしました。

25ページの寄附金、教育費寄附金では、海外研修事業に対する指定寄附金500万円を追加計上いたしました。

26ページの町債では、都市防災総合推進事業7,350万円を追加計上いたしました。

次に歳出について、28ページの総務費、一般管理費では、自治体情報システム強靱性向上事業を、文書広報費ではホームページリニューアル業務をそれぞれ追加計上いたしました。

33ページの民生費、国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計繰出金1,510万5千円を計上いたしました。

41ページの土木費、道路新設改良費では、都市再生整備計画事業、社会資本道路整備事業及び都市防災総合推進事業をそれぞれ計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 29ページの総務管理費、歳出の部分なんです、ホームペ

ーページリニューアル業務が2,500万円計上してあります。このホームページリニューアルというのは、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、坂町に住みたくなるにぎわいの創出の主な取り組みとして、坂町ホームページのリニューアルとあります。それが地方創生の取り組みのホームページリニューアルが平成28年度予算に計上しておらず、なぜ3月の補正予算に計上してあるのか、理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

ホームページリニューアルの3月補正を提出しておる補正理由でございますが、坂町のホームページのリニューアルの財源といたしましては、このたび、国の平成27年度補正予算に措置されました地方創生加速化交付金の財源を充てたいと考えております。地方創生加速化交付金につきましては、平成28年度当初予算に計上された事業は対象外となり、平成27年度の補正予算に計上され、議会に承認された事業が対象ということでございますので、このたびの3月議会に27年度の補正計上をさせていただいておるものでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時45分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 追加で御説明させていただきます。

地方創生加速化交付金の対象となります事業は、各自治体におきまして、先ほど議員のおっしゃったように、それぞれの自治体の総合戦略に位置づけられている事業で、分野としましては仕事創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり等が上げられて、その中から先駆性のある事業が交付金の対象となることとされております。

昨年、補正でありました地域住民生活等緊急支援交付金のように、自治体の人口、財政力等で算定され、機械的に交付されたものではなく、各自治体の手挙げ方式によ

る先駆性のある事業を申請し、国が審査を行うこととしております。それで交付決定される流れとなりますので、この事業が交付決定されるかどうかというのは、今、国が審査ということで、今は交付金が交付されれば、その財源に充てるんですけども、交付金の、今、審査の段階で、交付決定されない可能性もございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） そのホームページリニューアルの交付金、地方創生加速化交付金は先駆性のある取り組み計画に対して交付金が出るあれなんですけど、そのホームページリニューアルに関して、先駆性的な部分というのはどんな部分になるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

議員のおっしゃったように、ホームページのリニューアルだけでは先駆性には当たりませんので、当町といたしましては、ベイサイドビーチ坂の活性化に向けた取り組み、また空き家の活用、その辺を絡めて、そのためにホームページのリニューアルも必要というような表現で申請させていただいております。単純にホームページのリニューアルだけの申請ではなくて、いろんな地方創生に掲載しておりますことを複合的に文章にさせていただき、そのためには、まずは坂町の情報発信、ホームページのリニューアルが必要なんです。その第一歩ということです。それから次の段階で、いろいろベイサイドビーチの活性化であるとか、空き家の利活用とか、その次の段階でやっていくと。まずはホームページのリニューアルを地方創生の第一歩でやるということで申請させていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと今のホームページの件なんですけど、採択された場合とあるんですけど、採択される可能性というのはあるんですか、議会が承認したとして。その確率というのはどれぐらい。ある程度、自信を持って出されるんだろうと思うんですけど、要は中身が余り見えないよね、我々には。それで一応承認くださいと、大丈夫ですからというような感じなんです。今、答弁あったのは、要はホームページ少しつつきます。あっちもベイサイドビーチもこうやりながらというような何かをここまで考

えとるから承認してくださいよと、これだったらとれるんですというレベルになってないんじゃないけど、結果的にはとれるんかどうか、その辺をまずお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） とれるかとれないかということでありまして、内閣府のほうともいろいろやりとりをしながら、精査をしながら一応申請はしたわけでありまして、これが100%交付が来るかという、これはまた疑問があるわけでありまして、原資が全国で1,000億円という中で、先駆性のあるものということでもありますので、どういうふうな結果になるかはわかりませんが、一応何とか少しでも交付していただきたいということでいろいろ努力をいたしておるところでありますし、ホームページのリニューアルというのは、地方創生を実現するために単独費用でもやりかえていかなければならないという方針のもとに一応スタートしておるわけでありまして、そこらもひとつ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 2,500万円、確かに高いからちょっと気にはなったんじゃないけど、その提案の仕方として、もう少し丁寧にしてもらいたい。ある程度、決まっとるんだったら、そうした上で2,500万円、口頭もええんじゃないけど、何かこんな感じなんですというのがもうちょっとあってもよかった思うんですが、今日は間に合わんにしても、今後はやっぱりそういう配慮をしてもらいたいんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） この件につきましては、先般の議会全員協議会のほうで議員さん御指摘のような思いの中で、事前に丁寧な説明をさせていただいたつもりなんですが、今後もよりわかりやすい説明に努めさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 28ページの自治体情報システム強靱性向上事業について伺います。

これが既に9月の補正でも約1千万円弱補正されていたんですが、このたびの補正で3千万円ほど追加されているということで、マイナンバーとの兼ね合いもあると思うんですが、当初、28年7月に立ち上がるというふうに言われていたんですが、実際、立ち上がりのめど等、期間などお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

議員おっしゃったような28年7月ということになるんですけれども、それにつきましては、この1月1日から実際に番号カードの運用が始まっております。それに至る前にそういった基幹系システムと情報系システムと分離を図るとか、そういう措置をするように準備をする必要がございました。さらに、今回の対策、それにつきまして9月の補正等で対応を続けてきたものもございしますが、今回、新たに、今度は実際に個人番号が付された情報を他団体とのやりとりをすることが発生し始めます。それが29年7月からスタートされるわけなんです、それにつきまして情報システムのセキュリティーを向上させるため、今回、新たに総務省の指針に基づくシステム整備を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 35ページの保育所費の委託料なんです、金額の内訳の内容を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 保育所費の委託料なんですけれども、これにつきましては、増額になったものは処遇改善費用と延長保育の一部事業でございます。ただし、これは増額になっておりますが、全体額は一緒ということになっておりまして、国の法の整備が、補助金メニューと名称の関係によりまして、下にあります負担金及び交付金の中の補助金のマイナス部分が上の運営費に組み込まれたという形になっておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 41ページの社会資本道路整備事業の中で、長橋の工事の件で、さっきの上条トンネルじゃないけども、また補正として1,100万円ほど出とるわけなんですけども、工法の変更ということでございますけども、これらについても、実際に契約のとき、あるいはそれ以前の設計の段階について、こういったことは予測できなかったのかどうかということなんです。さっきも瀧野議員が言われたよ

うに、安く入札をして、追加工事を出しやええんじゃないかというような風潮がどうもあるんじゃないかなというような気がするんですけども、そこら辺の変更について、詳しい例えば図面の問題とか、金額の問題とか、見積もりの問題とか、そういったものも提示を受けとらんのではっきりわからんのですけども、そこら辺のことについてはどうなんでしょうか、具体的にお話ししてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今回の長橋の変更でございますが、当初設計におきまして、一部矢板を設置するところが、排水構造物、これは中電の排水でございますが、幅が3.4メートル、高さが3.2メートルで、一つの幅が1.5メートルのボックスカルバートに当たることがわかっておりました。この構造物につきましては、こういった構造物の標準的な設計図面に基づきまして、鉄筋の大きさを16ミリということで想定し、当初の設計にあります矢板と一緒に鉄筋を壊しながら、構造物を壊しながら矢板を設置する工法を採用しておりました。実際、設置する上において確認したところ、19ミリの鉄筋が施工されているのが確認されました。16ミリから19ミリでございますが、これら、今の採用しております機械でいきますと、先端にあるドリルの摩耗とか、そういったモーターの焼きつけなど、大変この機械に対しての負担が出て、非常に施工が困難ということが判明いたしましたわけでございます。そのため、実施できる工法につきまして、施工業者及び設計会社と協議をして検討した結果、今回、新たな工法として、鋼管を穿孔させながら鉄筋構造物を壊し、また、中にスクリーンの歯をもちまして削孔していきながら、中の土を置きかえ、将来、設置する矢板がスムーズに入るような工法を採用するというので、その変更に伴いまして、いろいろ事業費等精査する中で、今回の3月補正での1,100万円の予算変更をお願いしたわけでございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 構造物があるということは、それに対する図面というのは当然あるわけですね。そういうものを事前に本来ならば調査できるはずだと思うんですけども、そういうのをなしにして、ただ構造物がそこにあるから、それを予測してこれだけの鉄筋が入るとるかもしれんという形だけで入札したり設計したりしたんかということなんです。本来的には、構造物があるということは、全く図面なくして構造物をつくるわけじゃないわけですから、そういう図面が本来ならばあって、その中にはど

の程度の鉄筋が入るとかいうことは当然図面の中にある思うんですけども、そこから辺はどうなんですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 御指摘されるように、当初、構造物が見える以上、そういうものを予測できなかったか、そこら、コンサルが当初設計する段階におきまして、その中電の構造物自体が古いもので、そういった設計図面というものが坂町のほうでは手に入らない、またそういう状況の中で、コンサルのほうは、通常、そういう標準的な構造物に基づいた考え方で設計しておいて、ここらはまた業者のほうまでここまでそういったものを調査するべきなのかというのは、御指摘のように、今後、よく検討し、そういった意味では設計を受けたコンサルタント会社の設計能力、非常に今後よく精査をし、こういったことがないよう進めてまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっともう一点、15ページ、歳入のところなんです、これ、町民税で法人のほうは4,760万円、当初の予算設定より見込みが大幅に大きいと思うんですが、今、全体、ここの詳細を見てみると、均等割も少し減つとるんよね、300万円。法人税割4,400万円、合わせて4,700万円だけど、これ、大きい、痛いという感じはするんじゃないけど、やっぱり今の世の中の状況で、景気のいい、悪いもあるんじゃないだろうけど、4,400万円の要因を、どうしてここまで大きい減額になったのか説明をしてください。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） お答えいたします。

均等割300万円の減額につきましては、資本金等の会社規模で区分されております最高税額300万円であった法人が、組織改正によりまして会社規模が小さくなったということで、税額の少ない41万円に変更になったため、約300万円の減額が生じたものでございます。

また、法人税割につきましては、平成26年度の実績が平成25年度に比べて約1.5倍程度の税収がございまして、平成27年度の予算を見積もりをするときに、26年度から27年度への増加分を約20%と予測をして予算計上をしておりましたが、27年度の決算見込みでは20%で見込んでおったものが、約8%にとどまるという

見込みでございますので、その差額分を減額をさせていただくものでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 同じく、上の個人のほうなんですけど、これありがたいことに1,800万円アップになつると。滞納繰り越し分も100万円ほど上乗せで、ちょっと法人税が下がったけん、これ頑張れやという感じで上乗せになったんかのとも見たりしたんじゃないけど、金額書いとらんのじゃないけど、所得割がそのまんまで、均等割というのは特にふえずに、所得割だけふえた。これもついでにその要因を説明してください。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） お答えいたします。

均等割につきましては、議員さんおっしゃるとおり、当初予算から変動がなかったため、今回、補正はいたしておりません。

また、所得割につきましては、一部の高額納税者の方についてでございますが、昨年度、平成26年度の所得から、平成27年度の課税対象となる所得が大幅にふえたことによって、所得割がふえたことが一つの要因で、またもう一つは、これも高額所得者についてでございますが、退職所得が非常に高い方の退職所得分の所得割が大幅な増収になったことによりまして、1,700万円の増収が見込まれるということで、このたび、補正をさせていただきました。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 41ページの節の15、17、22に関してちょっと聞きたいんですけど、これは工事請負費なんか確かに国のほうからの交付金も入つてくるんだと思うんですけど、全部、これ、公有財産購入費なんかは急ぐんじゃないかと、あとのほどこちみちこれは繰越明許になってくるだろうから、28年度に回すわけにはいかんかったのか、その辺の説明をちょっとしてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） この3月補正にしました理由という中で、この中にあります都市防災総合推進事業につきましては、もともと28年度に計画しておりました都市防災事業の採択を受けて計画をしておりました中村17号線及び環状線取りつけ道路の未施工分、これを28年度に計画しておりましたものが、国の補正予算によ

りまして、27年度の予算として計上するものであれば、それを認めるということになりましたことから、都市防災総合推進事業の新たな事業ということで、今回、工事請負の中に入れ、その関係で、公有財産購入費補填及び賠償金を予算を組んだものと、また、この都市防災総合推進事業を行う上で、これまで都市再生整備計画事業でもともと計画しておりましたものを都市防災に変えておりましたものですから、都市再生整備計画事業の減額をしております。これらのことから、この道路新設改良費の工事請負を公有財産補填及び賠償金を27年度の補正ということで位置づけ、今回、計上させていただいております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 18ページの広島県派遣職員の当初1名が2名になって倍いうことですが、これは降って湧いたわけではないような、事前にはわからなかったわけですか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

27年度当初予算編成時においては、県から派遣職員を受けるに当たりまして、1名の事務移譲に係る派遣職員というのは困難であるという基本的な県の考え方がございましたものですから、県からの派遣は1名ということで予算計上をしておりました。その後、さまざまな協議を経た中で、改めて難しいとおっしゃっておられた1名の派遣が可能となりましたので、当初予算の計上には間に合いませんでした。しかるに、4月1日からはもちろんこちらのほうで御勤務いただいているわけでございますので、給与等はわかるんでございますが、最終的には我々坂町の職員と同様、人事院勧告に基づく給与改定でありますとか、そういったものにつきまして、最終的に広島県へ負担する金額の確定がどうしてもこの時期になるものでございますので、ほぼ決算見込みの数字に基づくものを計上する必要があるため、この3月の議会で提案を提出させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 当初、1名であったのが、都合ができて2名になったと。それを、即、今年からというのはいかがなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

この派遣が困難であると県がおっしゃっておられた職員については、平成27年には派遣をいただいていた職員でございます。それについて、派遣は28年度は難しいという御判断が当初あったものですので、不確定な要素の要因のまま予算に計上できないものですから、ほぼ確実である職員1名分についてのみ計上させていただいたもので、今回のこの予算措置につきましては、先ほども申し上げたとおり、負担金額の決算見込み額をもって計上されるので、この時期に3月に補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「平成27年度坂町一般会計補正予算（第6号）」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後11時12分）

(再開 午後 1 1 時 2 4 分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 日程第 5 議案第 6 号「平成 2 7 年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長 (吉田隆行君) 議案第 6 号「平成 2 7 年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額に 1, 9 0 7 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 9 億 1, 4 1 7 万 8 千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9 ページの歳入で、国庫支出金、国庫負担金 1, 8 8 4 万 1 千円の増額、国庫補助金 9 9 7 万 1 千円の増額、療養給付費交付金 2, 7 6 7 万 1 千円の減額、1 0 ページの県支出金、県負担金 2 1 万 2 千円の増額、県補助金 1, 5 0 0 万 6 千円の増額、共同事業交付金 1, 6 1 1 万 3 千円の減額は、保険給付費見込み額及び特定健診の実績見込み額から試算計上いたしました。

1 1 ページの繰入金、一般会計繰入金 1, 5 1 0 万 5 千円の増額は、それぞれの算出方法により試算計上いたしました。

諸収入、雑入 3 7 2 万 2 千円の増額は、交通事故による損害賠償分を計上いたしました。

次に歳出につきまして、1 2 ページの保険給付費、療養諸費 6, 3 7 1 万 6 千円の増額、出産育児諸費 1 2 6 万円の減額、共同事業拠出金 8 3 1 万 5 千円の増額、1 3 ページの保健事業費 8 6 万 4 千円の減額、特定健康診査等事業費 1 0 0 万円の減額は、それぞれの実績見込みに基づき試算計上いたしました。

基金積立金 5, 0 8 1 万 7 千円の減額は、歳入の見込みに基づき計上いたしました。

諸支出金、償還金及び還付加算金は、会計検査院の指摘による国への返還金 9 8 万 3 千円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 13ページのデータヘルス計画策定業務が75万6千円の減額なんですけど、これは、急遽、9月補正で220万円余りあって、一応ここに費用が確定したということですよねですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

データヘルス計画につきましては、委託料が確定したことによる減額の補正でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） まさにデータヘルス計画を実行していけば、やはり保険料を上げなくて済むんじゃないかと思うんですけども、27年度決算までにこの結論は出るのでしょうか、ちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

データヘルス計画につきましては、業者に委託をいたしまして、現在、坂町の医療についての分析ができたところでございます。その分析に基づきまして、保健事業を7項目計画をいたしております。ですので、今年度、27年度で終結するものではなく、28年度以降も、本年度出ましたその結果に基づいて事業を進めていくものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 13ページの特定健康診査なんですけど、当初は603万9千円の予算でしたが、100万円の減額になっています。それで、目標としている数字にこの減額してなるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

この減額をいたしましたのですが、受診率といたしましては、今現在、25%程度

であります。この特定健診の受診率につきましては、医療機関からの情報提供等も受診率に換算いたします。この医療機関にお願いしたものにつきまして、個人的に、現在、3件ほどデータを持ってこられた方がいらっしゃるほか、町内の医療機関からも既に何件か特定健診に関するデータの提供をいただいておりますので、こちらが減額になりましても、受診率の向上はまた進めてまいりたいと思います。今年度の受診率の目標につきましては35%となっております。これに近づきますように、あと1か月ではございますが、またさらに広報等での啓発等も行っておりますので、多少は35に近づいていくものと考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の特定健診の受診率、この前の一般質問で35%を約束してもらったんですよね。現在、25%ということで、今の3%ぐらい上がるという見込みはとれてるんだけど、要は必死に35%を死守せんと、データヘルス計画とかなんか先々いくものが、全データの的に少のうなるから、受診率を何しろ死守しないといけないんですよね。本当に25から35に上がりますか。もう一回、確認。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 35%に向けて、やはり町といたしましては努力が必要ということでございます。ですので、確実に35%になるということは現段階ではお答えはしかねますが、これに近づけるよう努力はいたしてまいります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

3号)」の件を採決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第7号「平成27年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「平成27年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、下水道事業の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額から426万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億7,075万円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして、9ページの負担金、下水道事業受益者負担金69万8千円の追加は、本年度賦課分の全額納付により計上いたしました。

使用料及び手数料、公共下水道使用料300万円の減額は、下水道使用水量の減量に伴うもので、試算の上、計上いたしました。

国庫補助金、事業費国庫補助金235万円の減額は、下水道補助事業の確定により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金281万円の減額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上いたしました。

10ページ、町債、事業債320万円の増額は、下水道事業の確定により計上いたしました。

次に、歳出につきまして、11ページ、事業費、公共下水道整備費、委託料455万2千円の減額は、管渠長寿命化計画に伴う調査業務の確定により計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 11ページの一番下の公共下水道整備費455万円の減額となっておりますが、この管渠長寿命化計画に伴う調査業務となっておりますが、平成28年度の予算では1,300万円計上と策定業務となっておりますが、今後の予定はどうなっているかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 本年度、長寿命計画に伴う調査業務を実施し、来年度、先ほど言われました計画策定というふうな業務を行う予定といたしております。ですが、このところ、策定を、どの程度、今度は長寿命化計画に対する改修等を実施しなければいけないかというところにつきましては、28年度に策定業務において計画をしたいと思っております。ですから、その後の計画をもうしばらくお待ちいただきたいというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号「平成27年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第8号「平成27年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第8号「平成27年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額から7,966万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億2,417万4千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、保険料、介護保険料1,625万1千円の増額は、収入見込みに基づき試算計上いたしました。

国庫支出金、国庫負担金2,264万円の減額、国庫補助金610万円の減額、10ページの支払基金交付金3,442万3千円の減額、県支出金、県負担金1,723万8千円の減額、県補助金3万円の減額、11ページの一般会計繰入金1,548万8千円の減額は、保険給付費などの実績見込みに基づき法定負担割合により試算計上いたしました。

次に、歳出につきまして、12ページの総務費、総務管理費226万7千円の減額は、主治医意見書作成料などの実績見込み額に基づき試算計上いたしました。

13ページの保険給付費介護サービス等諸費1億980万円の減額、14ページの介護予防サービス等諸費1,400万円の減額、高額医療合算介護サービス等費70万円の増額、特定入所者介護サービス費40万円の増額は、それぞれの実績見込み額に基づき試算計上いたしました。

15ページの地域支援事業費、介護予防事業費24万円の減額は、介護予防事業の実績見込み額に基づき試算計上いたしました。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金4,553万9千円は、実績見込み額に基づき余剰金を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 12ページの一般管理費についてお伺いします。

これ、主治医意見書作成料等を減額されているので、多分、新規の申請の方、あと更新の方等も減ったから、こういうふうに減額されたんだと思うんですが、介護認定審査会委員の報酬も減額されているので、これも審査会の回数自体が減ったのではないかと考えますが、その内訳をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

まず、役務費の主治医意見書作成料でございますが、これは、当初、千件を見込んでおりましたところ、見込みが平成27年度見込み730件程度となりました。

この原因につきましては、議員御指摘のように、新規の方というのものもあるのですが、要は、介護認定審査会における認定期間が、半年から、長いものでは2年、症状が、状態が安定している方について、やはり認定期間を長くしたということで、更新の件数が減ったため、主治医意見書作成料も千件から730件に減ったというのが主な要因でございます。

次の、介護認定審査会委員の報酬の減額でございますが、これはうちは2合議体で運営しておりますが、1合議体の中で1名の委員さんが、諸般の事情により、委員会のほうを長期欠席をされたための減額でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 9ページ、歳入のほうで一番光るのが、一番上にあります特別徴収保険料、これがまさに1,726万1千円で、この説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） お答えいたします。

当初予算につきましては、介護保険事業計画の前計画であります第5期計画で予算計上しておりましたが、平成27年度から平成29年度までの3カ年の第6期介護事業計画が策定されましたので、このたび、保険料の改定分を計上させていただきます。



た。特別徴収保険料と普通徴収保険料につきましては、普通徴収のほうがマイナスになっておりますが、普通徴収の方が特別徴収へ移行されたため等による要因でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の確認なんですけど、結局は調定額というものはかなりこれに準じてふえてるわけですか、どのような形になるんですか。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） お答えいたします。

このたび、保険料の増額をさせていただきますので、当然、調定額についても、前計画の保険料から保険料が上がっておりますので、調定額もふえている状況でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号「平成27年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第9号「平成27年度坂町後期高齢者医療特

別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第9号「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から965万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,543万3千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、後期高齢者医療保険料910万1千円の減額は、保険料の収入見込み及び広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金55万6千円の減額は、広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

次に、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金965万7千円の減額は、保険料の収入見込み及び広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 9ページなのですが、910万1千円減額、特別徴収と普通徴収とあるんだけど、要は人数が後期高齢者の対象が減ったんだろうと思うんですが、亡くなられたというふうに理解してええんだろうと思うんですが、当初、どれぐらいを見込んでったんが、結果的に何人ぐらいになったんか、これだけちょっと教えてください。わからんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

この後期高齢者保険料につきましては、広域連合からの通知に基づいて計上いたすものでございます。人数につきましては、後期高齢者の被保険者数でございますが、これは減ってはおりません。やはり、毎年、二十五、六名程度ふえてはおります。ただ、当初、通知がありましたものから収入等を確定して、後期高齢者医療の広域連合

が保険料を決定したということでの減額でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） そうじゃね。あそこから来るからわかりにくい。ただ、町としてこの対象者の人数ぐらいは把握しとるんじゃないんですか。せんと困るよね。ただこれぐらい、例えば2千人とかいうぐらいの、その辺の数字がちょっとお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

平成26年度末現在で1,920名の方がいらっしゃいました。今現在、1月末のデータでございますが、1,946名でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。

再開は午後 1 時とさせていただきます。

(休憩 午前 1 1 時 5 2 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 日程第 9 「平成 2 8 年度町長施政方針」を議題といたします。

平成 2 8 年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長 (吉田隆行君) 平成 2 8 年度の坂町政を推進するに当たりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

我が坂町は「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を将来像として、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進をいたしております。

近年特に、各種施策を総合的に推進する地方公共団体の役割はますます重要になっており、町民に身近な生活関連社会資本の整備、本格的な少子高齢化社会に対応した福祉の充実等への積極的な取り組みが期待されています。

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、安倍政権の経済政策「アベノミクス」の各種施策の効果により穏やかな景気回復基調が続いていますが、地方への復旧は不十分な状況となっています。

今日の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による社会構造の変化が大きく影響し、歳入面では生産年齢人口の減少による税収入の低迷が続き、歳出面では社会保障関係費が増大していくことが予測され、厳しい状況に向かうものと推測されます。

このような状況のもと、本町ではこれまでも職員数の削減や事務事業の見直しなどに取り組んでまいりましたが、厳しい財政状況の中で単独町制の維持を図るためには、身の丈に合った自主自立の行財政運営と不断の行財政改革が必要と考えております。

このため、坂町行政改革推進計画に基づき、満足度の高い行政サービスの提供、自主自立が可能な行財政基盤の確立など、行財政全般にわたる一層の改革を積極的かつ計画的に進めるとともに、昨年 4 月から法律の一部改正により教育行政における責任体制の明確化、総合教育会議の設置、大綱の策定等、教育委員会制度の改革に引き続

き対応してまいります。

また、行政の公助に頼るだけでなく、行政と町民が役割分担を行い、一体となって物事に取り組む共助が重要であると考えております。

本町はこれまでに単独町制を維持し、自主自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。

この結果、平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では新たな住宅も整備され、人口が増加したものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況となっております。

こうした状況から、地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、安全・安心なまちづくり、住環境づくりによって、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行ってまいります。

本町の発展のためには、これらの整備が必要不可欠なものと考えておりますが、これらの整備に必要な経費に対しまして財源の確保が十分になされない場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源の確保についても検討していかなければならないと考えております。

また、本年度は「地方創生」を実行に移す年です。昨年度末に策定をいたしました地方版総合戦略である「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまち」を基本理念として、均衡ある地域の発展のための事業を推進することとしております。

重点施策として、本町の中で人口減少が顕著な小屋浦地区の定住促進を図るため、子供を持つ若い世代の転入を促し、良好な住環境の創出を図ります。

また、本町最大の観光資源であるベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出により交流人口の増加を図ってまいります。

さらに子育てや介護を支え合える3世代同居、近居を推奨するとともに、空き家の利活用にも取り組み、住んでみたい町、住み続けたい町となるように、各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、将来にわたって足腰の強い坂町を町民の皆様と一体となって創造してまいります。

平成31年度を目標年次とした坂町第4次長期総合計画の基本構想に基づく諸事業

は順調に成果を上げていますが、本年度はこれまでの取り組みの検証を踏まえ、計画の見直しを行い、さらに充実した事業を推進してまいります。計画の推進に当たりましては、坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、さらに互いに協力することによって、豊かな生活や地域社会を創造し、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下全職員が一丸となり、全力を挙げて事務事業に取り組み、本年度におきましては、主として次の諸事業を展開をしてまいります。

- ・新しい人の流れをつくり、転入による定住人口をふやす
 - 「3世代同居、近居の推奨」
 - 「空き家利活用の推進」
- ・地域特性に対応した市街地整備として
 - 「小屋浦地区の都市再生事業の推進」
- ・交通ネットワークを形成する
 - 「県道坂小屋浦線の整備」
 - 「都市再生整備計画事業の推進」
 - 「環状線道路事業の推進」
 - 「町内循環バス事業の推進」
 - 「都市防災総合推進事業の実施」
- ・都市の根幹的施設としての
 - 「公共下水道水洗化率の向上」
 - 「下水道長寿命化計画事業の推進」
 - 「橋梁・トンネル老朽化対策事業の推進」
- ・美しいまちづくりを推進する
 - 「環境美化事業の推進」
- ・災害等の防止・軽減に対応した
 - 「都市防災総合推進事業の実施」
 - 「海岸保全施設整備事業の推進」
 - 「森山北漁業基地の防波堤事業の推進」
 - 「土砂災害危険区域等の指定の推進」
- ・総合的な福祉サービスの提供を推進するための

- 「福祉事務所の充実」
- ・生き生きとした生活を実現するための
「健康づくりの推進」
- ・活力ある長寿社会を創造するための
「第6期介護保険事業計画の推進」
「地域包括ケアシステムの構築」
- ・障害の有無により分け隔てることなく地域で生活するために
「共存社会の実現」
- ・子育てにやさしい環境整備のための
「子ども・子育て支援事業の実施」
- ・乳幼児保育の充実のための
「地域に根差した保育の推進」
- ・地域づくり人づくりの核となる
「魅力ある図書館サービスの充実」
「生涯学習活動、スポーツ・文化活動の振興」
- ・国際化、グローバル化に対応した
「小・中学校英語教育の充実」
「国際理解推進事業の充実」
「海外研修の実施」
- ・地域経済の活性化及び快適な住環境の創出のための
「住宅リフォーム補助事業の実施」
- ・観光・レクリエーションの振興のための
「ベイサイドビーチ坂の活用」

このような主要な事業を皆様の英知とエネルギーを支えに「希望と生きがいを感じ
うるより豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策について基本的な方針を述べさせていただきます。

1、魅力ある地域を築く基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は、高度な都市機能が求められており、バランスのとれた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。

県道坂小屋浦線は、坂地区の主要な道路である町道総頭川1号線がJRと平面交差している上に、狹隘であること等から、防災上、安全上、また、交通渋滞など生活上のさまざまな課題を解決するための道路として、平成13年3月に都市計画決定が行われ、昨年3月には1工区の事業区間の最終点を荒神橋付近まで約120メートル延伸されました。

関係地権者を初め、多くの方々に御理解をいただき、平成ヶ浜から荒神橋付近までの用地買収を進めてまいります。

工事は、現在までに町道陰大曲線から坂みみょう保育所付近の街路区間では、暫定区間含め約230メートルが完成しております。

また、昨年度は保健センター付近の道路区間も一部工事に着手しました。

県道坂小屋浦線は坂地区市街地の骨格道路として、まちづくりを行う上で基盤となるインフラであり、引き続き、関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、早期完成を目指し、広島県とともに事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては、住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されています。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、平成28年度から第3期都市再生整備計画事業や第1期都市防災総合推進事業などにより、引き続き、良好な住環境を支える生活道の整備を目的として、円滑な通行の確保とあわせて県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための新設道路や環状線道路事業を積極的に推進してまいります。

地域において身近に利用される生活道路につきましても、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備・保全が必要となっている橋梁や上条トンネルは、昨年に続き、補強、改修など必要な対策を実施し、利用者の安全を確保します。

町内道路の一方通行等につきましては、道路改良等に伴い地域住民の理解が得られる場所について、関係機関と協議の上、人に優しい道づくりを推進してまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまで計画的に実施しております。

昨年度は植田中央公園のフェンス改修、横浜公園の遊具改修等をいたしました。本年度も引き続き、既存公園の整備改修を実施いたします。

本町の公共下水道事業につきましては、昭和61年度に事業着手をし、平成16年度には、市街化区域面積に対する整備率はおおむね100%となりました。しかしながら、事業開始当初に埋設した汚水函渠は20年以上が経過をしており、函渠の老朽化等により今後予想される道路陥没事故等の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、昨年度は汚水函渠の長寿命化計画を策定するための調査等を実施いたしました。

引き続き、本年度は調査結果を踏まえ長寿命化計画を策定するとともに、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業経営の安定化を推進するため、一日も早い水洗化率100%を目指し努力してまいります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進してまいります。

2、安心で人にやさしい環境づくり

坂町の豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした景観のよいまちづくりを進めるとともに、災害などに対応する施設整備に努め、安全・安心なまちづくりを推進いたします。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、循環可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金などを活用し、多くの方々利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進いたします。

生活バス交通は、地域住民、特に高齢者を初め交通弱者の方々にとって欠くことのできない公共交通手段であるため、病院、役場及び坂駅等に手軽に行ける町民ニーズに沿った町内循環バスを平成15年4月から運行いたしており、多くの町民の方々にご利用いただいております。

平成16年度は2台目のバスを購入し、小屋浦地区及び坂地区にも可能な範囲で延伸をいたしました。

平成21年度には、坂町循環バス事業の継続運行とバス車両の長寿命化のため、新規にバス1台を購入をいたしました。

昨年度には、財政負担の軽減と将来的な坂町循環バスの継続運行につなげるため、町民、利用者、関係団体等さまざまな方々からの御意見を参考にしながら、坂町の公共交通マスタープランとなる坂町地域公共交通網形成計画を策定をいたしました。

今後は、関係機関と協議を重ねながら、この計画の実現に向け取り組んでまいります。

ごみの排出抑制、資源化、リサイクル等につきましては、資源ごみの処理施設と一時保管施設を集約をしたリサイクルセンター坂を拠点として、町民、事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱防止につきましては、地域環境の美化推進を図り、坂町の良好な環境を保全するため、坂町環境美化の推進に関する条例を制定し、啓発に努めているところですが、今後も引き続き、町民、事業者、関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを進めてまいります。

廃棄物の処理に関しましては、ダイオキシン類の発生を抑え、自家発電も行う熱分解ガス化溶解炉を備えた広域処理施設であります安芸クリーンセンターにおいて、可燃ごみを適正かつ効率的に処理いたしております。

安芸クリーンセンターは、平成14年12月の施設の本格的稼働から13年が経過していることから、安芸地区衛生施設管理組合では、既存施設の性能を維持しつつ長寿命化を図るという国の指針、本町を除く安芸郡3町からの長寿命化による存続要望、そして財政負担の軽減やより一層の地球温暖化対策等からも、国の支援制度を活用した長寿命化の取り組みを推進することといたしております。

本町といたしましても、この趣旨にのっとり、関係者の御理解、御協力をいただきながら、安芸地区衛生施設管理組合や関係町と連携をいたし、既存施設の長寿命化に取り組んでまいります。長寿命化に係る工事期間につきましては、昨年度から稼働しながらの改修を行っており、平成29年度には完成する予定としております。

環境問題につきましては、地球温暖化防止、二酸化炭素の排出削減を推進するため、マイバッグを活用していただき、引き続きレジ袋の削減に努めてまいります。また、町内に設置している外灯につきましては、引き続き、蛍光灯からLED照明への取りかえを進めてまいります。

将来の世代に良好な環境を継承するため、平成26年度に策定をいたしました環境

基本計画に基づき、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、本町における環境の保全管理を進めてまいります。

消防、防災体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への消防力が強化されました。

広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図り、複雑多様化する災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、坂町地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の推進、消防機材、安全装備品の整備充実に努めてまいります。

特に、一昨年、広島市という大変身近なところで発生した大雨土砂災害で多くのとうとい人命が失われたことに鑑み、近年頻発する土砂災害から町民の生命・身体を守ることを第一に、本町の現状に即した避難勧告等の判断伝達マニュアルの見直しを行いました。

いつ発生するかわからない災害から生命・身体を守るためには、「公助」だけでなく、「自助」・「共助」のもと、地域が支え合い助け合う体制づくりが大変重要であることから、今後も地域の防災力を高めるため、地域防災リーダー養成講座を継続して実施し、自主防災組織の活性化につなげてまいります。

災害時の情報連絡、行政事務連絡及び観測データの情報収集・伝達を目的とし、人工衛星を利用した広島県総合行政通信網が整備されたことにより、即時に映像での災害時の状況が国・県・市町間で共有でき、迅速な支援体制の構築や的確な対策の実施が可能となっております。

また、デジタル方式へ更新された防災行政無線は、全国瞬時警報システムを装備し、大規模地震発生時や各種武力攻撃における緊急情報を瞬時に提供することが可能となっております。

平成26年度に完成したSunstar Hallは、災害時には一度に1,500人が避難できる坂町中心部の災害避難場所として、また、平時には体育・文化施設としても活用できる施設であります。南海トラフ巨大地震等、大規模災害に備えるための備蓄倉庫や自家発電等、坂町の防災拠点となる施設として位置づけております。さらに、昨年度から太陽光発電及び蓄電池設置事業に着手しており、災害時に備えて

まいります。

また、本年度は横浜地区まちづくり協議会からの要望を受け、横浜地区に津波災害時一時避難場所等の設計を実施し、関係者の御理解と御協力を得ながら、災害時における避難者の一時避難場所の確保に努めてまいります。

また、昨年度は大規模災害の発生を想定した実践訓練として、防災関係機関、町内企業、町民及び行政が緊密な連携体制を構築するため、一体となって総合防災訓練を実施いたしました。今年度は平成23年度から実施しております大雨・土砂災害、地震・津波災害の避難訓練を実施いたします。

この避難訓練では、災害時での避難場所の確保や避難経路を地域の方々とともに検証するなど、全町民を対象により安全で適切な避難方法を確立することを目的に実施するもので、今後も継続して実施いたします。

これからも本町の実情に即した防災対応訓練を実施し、町民の生命と財産の保護のため、体制強化に努めてまいります。

避難行動要支援者制度につきましては、住民福祉協議会、民生委員・児童委員の皆様を初めとする避難支援関係団体の御協力のもと、自力で避難することが困難な方を身近な地域で支え合う仕組みを、地域の皆様とともに築いてまいります。

防災対策の一環である急傾斜地の防災工事につきましては、これまでも計画的に整備を行っており、本年度も緊急度の高いところから引き続き広島県に要望してまいります。

天地川に設置されている砂防堰堤は老朽化が進んでおり、広島県において、より事業効果の高い新たな砂防堰堤を整備するため、現在、工事用道路の整備を進めております。今後も本体工事の早期着工に向け、広島県に要望してまいります。

また、土砂災害防止法の改正を受け、広島県が平成31年度までに急傾斜地の崩壊、土石流等について土砂災害警戒区域の指定のための調査を実施します。

台風などによる沿岸部の越波対策について、横浜海岸のうち、横浜東1丁目の町護岸及び横浜小学校付近の県護岸のかさ上げ等、海岸線の整備は、広島県が国庫補助事業として工事を実施し、完成をいたしました。

離岸堤の設置につきましては、昨年度までに完成をいたしており、残る横浜小学校付近の防波堤110メートルの早期完成に向け、広島県や国に強く要望してまいりたいと考えております。

防犯対策につきましては、現在実施していただいている自主防犯パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図り、安全・安心な住みよいまちづくりを推進していくため、地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進してまいります。

また、平成23年度には坂町暴力団排除条例を制定いたしており、引き続き、行政・町民・事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

さらに、平成ヶ浜地区に設置されている広島県警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果とあわせて、町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携のもと、交通安全意識の高揚と交通道德の涵養を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備にあわせて交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

近年、高度情報化や少子高齢化の進展等により、消費者を取り巻く環境も大きく変化し、消費者問題も複雑・多様化し、手口も巧妙化しています。このような状況の中、消費生活相談窓口を設置し、消費生活に関する相談を受け、情報提供や問題解決のための助言やあっせんを行っており、今後も町民の皆様の安全・安心な消費生活の実現を図るため、継続して消費者行政に係る相談体制及び啓発活動の維持・強化に取り組んでまいります。

3、生きがいを創り出す社会づくり

活力あるまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりが健康で生きがいを持った生活を送れることが重要であります。少子高齢化が進展する中、保健・医療・福祉・介護の各施策を積極的に推進してまいります。

保健・医療につきましては、町の健康増進計画である第2次健康さか21に基づき、保健センターを拠点に、健康教育・健康相談・訪問指導・ウォーキングを中心とした運動教室の開催など、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

また、安心して出産や子育てのできる町を目指し、これまで不妊治療や不育症治療を受けられる方への治療費助成を町独自に実施してまいりましたが、今年度はさらなる助成として不妊検査費用の助成及び男性の不妊治療の助成を追加するとともに、こ

れまで実施しております不妊治療の助成額につきましても、自己負担額に対する助成額を、初回の治療に限り上限額を15万円から30万円に増額させるなど、充実した出産環境を整備しております。

また、乳幼児の子育てに関しましても、家庭訪問の強化や育児相談、母親学級の開催など、引き続き、母子保健医療の充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、昨年8月から小規模特別養護老人ホームが稼働いたしました。高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けていただけるよう、現在、持続可能な介護保険制度の運営を軸とした第6期介護保険事業計画をもとに、本町の実情に合った医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところであり、本年度は高齢者の生活支援や社会参加を地域で支え合うことを目的とした日常生活支援総合事業を円滑に実施するため、支援者となる方を地域の資源として把握するとともに、ボランティア等の人材育成を推進してまいります。

また、介護予防としてのウォーキングにみずからが取り組んでいただけるよう、万歩計を配布をいたしておりますが、今年度は65歳以上の希望者に配布してまいります。

福祉医療費助成事業につきましては、重度心身障害者医療費助成制度、乳幼児等医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療費の一部負担金を平成24年度から減額し、対象となる利用者の負担軽減を図っております。

障害者福祉につきましては、本年度に障害者差別解消法が施行されることにより、相互に人格と個性を尊重しながら共存する社会の実現が求められています。坂町においても、坂町障害者計画、坂町障害福祉計画に基づき、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、可能な限り身近な地域で支援を受けられる体制づくりを進め、家庭や住みなれた地域の中でともに生活が送れるように障害者福祉サービスの計画的な提供に取り組んでまいります。

また、近年ますます多様化をしております福祉ニーズに対応するため、福祉事務所を中心に相談支援体制や就労支援体制を充実し対応してまいります。

少子化や核家族化の進行により、子育て支援に対するニーズが多様化している中で、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図るため、坂町子ども・子育て支援計画に基づき、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、安心して子育てができ

る環境づくりを進めてまいります。

昨年度、二つの町立保育所を民営化し、全ての保育園が民間の運営となりましたが、今後も保護者に信頼される地域に根差した保育園づくりに努めてまいります。

子ども・子育て支援につきましては、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭教育の重要性を啓発し、学校、保育園及び地域等が連携した子育てネットワークによる地域ぐるみの子育て支援環境づくりを進めてまいります。

児童虐待防止につきましては、引き続き、広報、啓発や体制強化に取り組んでまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別にかかわらず、個性や能力を發揮できる社会の実現に向け、坂町男女共同参画プランにより、意識啓発や地域における環境づくりを推進してまいります。

4、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子供から大人まで、町民一人ひとりが夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子供一人ひとりが、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然への優しさ、想像力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、生きる力を育む教育を推進し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めてまいります。

昨今、個人主義的風潮が強まり、社会全体のモラルの低下や少子化、核家族化が進行する中で、家庭教育機能の低下など、社会構造の急激な変化が子供たちの心に深く影響をもたらしています。

また、非行の低年齢化・凶悪化が進むとともに、いじめが社会問題になっていることなど、憂慮すべき状況となっています。

このような中で、21世紀を担う子供たちが夢や目標を持って将来へ向けて羽ばたける社会、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造していくために、学校教育の果たす使命はさらに重要となっています。

このため、学校においては、子供たち一人ひとりが大切な何かをなし遂げようとするため、志を立てて、そのために強い精神力を持って努力し、将来、自立した社会人として活躍できるような人づくりのため、子供たちの個性や自主的精神を重視した教育環境の充実に努め、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育を推進してまいります。

とりわけ、徳の部分においては、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき礼節を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、家族愛や郷土愛、公共心や他者を思いやる心などの道徳心の高揚を図ってまいります。

本町における人間の尊厳にかかわる問題等の施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携をとりながら、行政施策の推進を図ってまいります。

国際化、グローバル化がますます進展する中、子供たちにこれからの国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校においては、英語になれ親しませる学習を本年度も引き続き実施してまいります。また、小学校5・6年生では、学習指導要領に示されている外国語活動を引き続き実施し、充実してまいります。

中学校においては、学習指導要領に示されている外国語の目標を踏まえ、聞くことや話すことなどの実践的なコミュニケーション能力の基礎を養うため、引き続き、外国語指導助手により、コミュニケーション能力の向上を図る教育を充実してまいります。

また、知識を活用して新たな価値を生み出す力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動を推進してまいります。

児童生徒の安全確保及び災害時における地域住民の避難場所を確保するため、施設の耐震化とあわせ教育環境の向上を図るための改修及び環境負荷の低減効果が期待される太陽光発電システムの導入などを整備してまいりました。

既に完了している学校施設の耐震化及び改修整備につきましては、今後も施設の適切な点検及び維持管理に努めるとともに、大雨土砂災害や地震、津波などによる災害から児童生徒の身を守るため、定期的な避難訓練の実施や町主催の避難訓練に積極的に参加することなど、危機管理意識の向上を目指して防災教育を実施してまいります。

また、太陽光発電システムを導入した小学校においては、本年度も引き続き環境教育を実施し、子供たちが環境についての理解を深め、環境の保全に配慮した行動がとれるよう、環境にかかわる学習を推進し、中学校においても、小学校での学習成果を踏まえ、継続的、発展的に環境学習に取り組んでまいります。

さらに、学校への指導の充実強化を図るため、引き続き、指導主事を学校教育に関する専門的事項の指導に従事させ、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

坂町の子供たちが「ふるさと坂町、ひいては国に貢献できる人になる」また「日本の将来を担う人になる」という夢や希望を持つことができる教育を推進してまいります。

心の豊かさや、生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、人々が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指してまいります。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、今後とも、地域における生涯学習に取り組む体制を整備し、誰もがあらゆる機会を通じて、気軽に学習活動ができるよう、学習環境の整備を図ってまいります。

また、Sunstar Hallは災害時における坂地区中心部の災害避難場所として位置づけ、地域住民の安全確保に努めるとともに、町内外のスポーツ交流の場として活用し、文化振興につきましては、舞台のイベント等を実施することにより、町民の交流拠点として積極的な活用を図ってまいります。

子供たちが生活体験、社会体験、自然体験、文化・スポーツ活動などのさまざまな体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子供を育てる環境や、家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力のもと、放課後子どもプラン等の充実に努めてまいります。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備し、引き続き資料の充実に努めてまいります。また、子供の読書活動については、「坂町子ども読書活動推進計画」を改定し、読み聞かせや読書会などの学習の場を積極的に提供するとともに、図書館利用者の利便性の向上を図るため、平成26年1月より、図書館の利用者に限り、図書館隣接の坂駅南口自転車等駐車を無料で御利用いただけることといたしました。今後も、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にしてまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たすものであります。特に新しく住民になられた方々との融和を図り、みんなで坂町をつくる意識を高めるため、スポーツ・文化活動のさらなる充実に努めてまいります。

このため、子供たちがスポーツ・文化活動に興味を持ち、そして実践し、高校生・大学生ひいては社会人となっても、活動を続けていくことのできる意欲と実践力を持った人間を育成することが重要であると考えております。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及びスポーツ少年団並びに坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

今後におきましても、指導者の育成と確保に努め、坂町教育委員会と連携し、スポーツ・文化の振興を図ってまいります。

また、これからの時代に活躍する子供たちへ、私たちが歩んできた道を正確に残すことにより、郷土愛を育て、将来の文化発展に寄与することを目的に刊行をいたしました、坂町史4編の普及・活用に引き続き努めてまいります。

国際交流の推進につきましては、幅広く町民が参加できる国際理解講座や、町内に在住する外国人との交流講座などを通じ、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めてまいります。

また、本年度は外国の文化や言語を学ぶとともに、現地での生活体験、人々との交流等を通じて国際的な視野及び知識を身につけた幅広い活動ができる人材の育成を目指し、中学生を対象とした海外研修を実施いたします。これまでの取り組みを生かし、日本人としてこれからの国際社会を生きていく上で大切なみずからの国に誇りを持ち、郷土や国を愛する心を育ててまいります。

5、活気と活力を創造する魅力づくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接し体験できるよう、観光・レクリエーション施設の整備と利用を促進してまいります。

本町の農業を取り巻く環境は高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、また、イノシシ等による農作物の被害など厳しい状況にあります。

こうした状況の中、定年などを迎えられる第二の人生として農業に興味のある方を含め、農作業に携わる方の農耕意欲が低下しないよう、引き続きイノシシの被害対策を実施し、休耕地を利用した菊づくり講習会やレクリエーション農園、農産物品評会などへの取り組みを行い、都市近郊農業の振興を図ってまいります。また、町木である梅の推奨に努めてまいります。

なお、本町の特色を生かし、多くの人に愛される特産品を町民とともに開発し、特産品を初め、地域資源を通じて元気な坂町を目指します。

このため、ワークショップにより町民の意見と知恵を結集し、特産品の研究・開発

に取り組みます。

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は本町の唯一の地場産業といえるもので、森山北漁業基地を拠点に近代的な施設での操業が行われております。

しかしながら、現在設置している浮き消波堤が老朽化し、波の影響により森山北漁業基地内の静穏度が確保されず危険なため、安全に操業ができるよう一文字防波堤への改修計画を広島県が進めています。

今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、必要に応じて国や県に働きかけるなど、水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後も広島安芸商工会と連携を密にし、商工業の振興に努めてまいります。

また、地域経済の活性化及び居住環境の向上、住宅の長寿命化の推進のため、町内の建築事業者等を活用して、自己の所有する住宅のリフォーム工事を行う方に対し、住宅リフォーム補助事業を引き続き実施いたします。

広島県が整備した全区間1,200メートルの西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂につきましては、海を生かした活動的なレクリエーションと人々の触れ合いの場として、町内外から多数の方々の利用をいただいております。引き続き、ビーチでの各種イベントも支援してまいります。

また、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口の増加を図るため、ワークショップ等を開催し、さまざまなアイデアの中からベイサイドビーチ坂の魅力を高める方法を検討するとともに、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩道橋や情報伝達施設などの整備について、引き続き広島県等の関係機関へ働きかけてまいります。

6、明日を拓く協働のまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性・自律性を高めながら個性豊かな地域社会を形成するため、町民と行政が主体性を持ち、連帯意識に支えられた協働のまちづくりを推進してまいります。

地域の連帯感に支えられた住みよい地域社会を形成するため、坂町社会福祉協議会と連携し、地区住民福祉協議会等の自主的な活動を支援をしながら、自発的で幅広い参加による活動を推進してまいります。

活力ある地域社会の形成を図るため、人・物・情報の活発な交流を促進するとともに、坂町の魅力を内外にアピールいたします。また、姉妹都市等との交流と連携を一層深めてまいります。

今後も安全で快適に歩くことを通じて、健康や福祉活動、地域のコミュニケーションの増進を図り、健康増進事業、スポーツ関係事業など、商工会等の関係機関と連携し、事業の実施に努めてまいります。

広報活動につきましては、行政や地域の情報を広報誌とホームページ等で発信をしておりますが、広報誌はあらゆる世代にとって本町に関する重要な情報源として利用されており、引き続き、わかりやすい紙面づくりに取り組んでまいります。

ホームページにつきましては、行政情報や本町の魅力発信をより充実させるためリニューアルするとともに、急速に普及するスマートフォン等にも対応したホームページづくりに取り組みます。

また、フェイスブック等のソーシャルネットワーキングサービスによる行政情報、イベント情報等の発信にも取り組み、さらなる身近な行政を目指します。

平成28年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、行財政改革を着実に実施し、行財政運営のより一層の簡素効率化に努め、節度ある財政運営を行いたいと考えております。

私は、町政の基本理念は、町民一人ひとりが健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると考えております。

このような社会を実現するため、町民の皆様を初め、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後、あらゆる創意と工夫のもとに、地に足がついた政策を着実に推進してまいります所存でございます。

議会の皆様を初め、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、平成28年度町長施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時10分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時00分）

(再開 午後 2時10分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 日程第10「平成28年度教育行政方針」を議題といたします。

平成28年度教育行政方針の表明を求めます。

枝廣教育長。

○教育長 (枝廣泰知君) 「平成28年度教育行政方針」を述べさせていただきます。

坂町教育委員会は、町長施政方針及び坂町第4次長期総合計画等にのっとり、教育行政を推進してまいります。

また、総合教育会議の趣旨を踏まえ、町長部局と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的な教育行政に取り組みます。

学校教育では、坂町の将来を担う子供一人ひとりが大切な何かをなし遂げようとするために志を立て、そのために強い精神力を持って努力し、将来「自立した社会人」として活躍できるような人づくりに努めます。

また、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然への優しさ、想像力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、「生きる力」を育む教育を推進し、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努めます。

生涯学習では、子供から大人まで、町民一人ひとりが、みずからの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるように取り組むとともに、町民相互の絆や交流、連携を大切にしながら、人が輝くまちづくりを進めます。

そのために、地域での活動を町民みずからが主体的に参画、展開できるよう支援するとともに、恵まれた自然環境や人的資源、生涯学習施設等を十分に生かした総合的な生涯学習の推進に引き続き努めます。

また、学校教育、生涯学習を通じて家族愛を育み、人と人とのつながりを大切にし、家庭・学校・地域が一体となって、道徳心の高揚に努めます。

〈学校教育〉

～「礼節」を基本とした教育を推進します～

人として正しく生きるための魅力ある道徳教育を推進し、一人ひとりの児童・生徒

が夢や希望を育み、未来に向けてみずからの人生を切り拓いていくことのできる力を身につける教育に努めます。

とりわけ、相手に対する挨拶や言葉遣い、時と場をわきまえた適切な言動をとることのできる「礼儀」や、自分自身についてよく考えて行動し、生活することのできる「節度」については、これらを児童・生徒の「学びの礎」と捉え、全ての教育活動を通して育成してまいります。

特に、小・中連携教育を推進し、9年間を見通した教育内容の充実に取り組みます。

また、地域・保護者の協力を得て、ボランティア活動や自然体験活動、郷土の伝統や文化に親しむ活動など豊かな体験を通じて、児童生徒の内面に根差した道徳性を育み、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造し、美しい坂町の自然を大切に、郷土を愛する子供の育成を図ります。そのために小学校社会科副読本「私たちの坂町」を活用し、郷土愛を育みます。

そこで、大人みずからが範を示しながら児童生徒の育成が図られるよう、保護者や地域の皆様が一体となった取り組みの充実に努めます。

～確かな学力の向上を図ります～

全国学力・学習状況調査等の結果によると、各学校ともに、知識及び活用に関する学力は定着しています。今後は、児童生徒の学力の状況や課題等を明確に把握・検証し、その改善を図ります。

昨年度より学力向上を柱とする小中連携教育を目指した取り組みとして、9年間を見通した系統的な教育課程、共通の視点で取り組む豊かな児童生徒交流活動、研究部会を中心とした教職員の交流を視点を捉え、具体的な方策を指導展開しています。

これからの社会を生き抜くために必要となる知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せる資質・能力の育成を目指し、指導方法の改善を進め、「主体的な学び」を創造してまいります。

また、児童生徒の学習意欲を高め、学習習慣を確立するために、保護者と協力しながら家庭学習の一層の定着を図るとともに、夏季休業期間等に、基礎・基本が定着していない児童生徒に対して、一人ひとりの学力に応じた個人指導や学力補充を行うなど、個に応じたきめ細かな指導を展開します。

特に、中学校においては、引き続き、非常勤講師を配置し、指導の充実に努めます。

～ことばの教育を推進します～

ことばは知的活動だけではなく、コミュニケーションや感性の基盤でもある重要な力です。

この「ことばの力」を身につけさせるため、教育活動全体で「ことばの教育」を展開してまいります。

各教科等においては、記録・要約・説明・論述といった「言語活動の充実」を図ることにより、さらに「ことばの力」を高め、各教科等のねらいである思考力・判断力・表現力等の育成を効果的に図ります。

また、読書の習慣化を図るとともに、児童生徒が落ちついて学習に集中できる環境づくりに資するため、「朝の読書」活動を充実します。このため、図書館司書の活用、こども司書の育成を図るとともに、図書室へ児童生徒向け図書の計画的な整備を進めます。

～生徒指導上の諸問題対策を推進します～

不登校やいじめ問題を初め、生徒指導上の諸問題の解決を図るために、小・中学校間や保護者との連携を密にし、生徒指導体制の確立やスクールカウンセラーの活用、関係機関と連携したケース会議等の実施により教育相談体制の充実を図ります。

また、児童生徒が決められたルールを守る中で、みずから行動を選択し、その行動に責任を持つことや、一人ひとりがかげがいのない存在であること、互いに尊重し共感的に理解し合う人間関係づくりに留意した授業づくりを進めるとともに、子供や保護者の立場に立ち、内面に触れる生徒指導を徹底し、児童生徒理解を進め、生徒指導上の諸課題の未然防止に努めます。

特に、いじめ問題については、どの子にも、どの学校にも起こり得る問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な課題であるため、各学校においては、いじめ問題の早期発見、早期対応に努め、問題の悪化を防止して解決に結びつけるための取り組みを推進してまいります。

～体験活動を推進します～

集団宿泊学習など豊かな体験活動を通して、児童生徒の人間性や社会性を育てる教育を推進します。特に、小学校においては、自立心や主体性、コミュニケーション能力等の育成を図る3泊4日の体験活動や「サマースクール」を実施し、家庭や地域の協力を得ながら児童の「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図ってまいります。

～体力・運動能力の向上を図ります～

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、「生きる力」の重要な要素です。

坂町の児童生徒の体力・運動能力の状況については、体力・運動能力調査の結果によると、改善の傾向が顕著に見られ、種目を焦点化した取り組みの成果が見えます。

今後、各学校では調査結果を踏まえ、体力づくり改善計画を作成し、小学校体育や中学校保健体育の授業を初め、学校教育活動全体で工夫改善を進め、児童生徒の体力づくりを計画的に推進してまいります。

～食育を推進します～

「食」は生きる上での基本であり、知・徳・体の基礎となるべきものです。そのため、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てる食育の推進が求められています。

特に、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。

このため、栄養に関する専門性を持つ栄養教諭を中心として、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を通じた地場産食材の活用を初め、学校、家庭、地域が一体となって食育が進められるよう努めます。また、食物アレルギーの児童生徒に対しては、対応食を提供するとともに、事故を防ぐための教職員研修等を実施します。

～教職員の資質・指導力の向上を図ります～

学校が、その教育機能を十分発揮できるかどうかは、教職員の資質・指導力によるところが大きいため、専門職としての知識や能力と、教育への情熱を持った人材の育成に努めます。

教育委員会の主催研修や各学校における校内研修などを充実させ、教えるプロとしての自覚や意欲を高めるとともに、その資質・指導力を最大限に発揮し、信頼される学校づくりに努めます。

～国際化、グローバル化に対応した教育を推進します～

坂町で学んだことに誇りを持ち、胸を張って「坂町」を語り、地域の人々、世界の人々と協働して新たな価値を生み出すことのできる人材の育成を目指します。

そのため、我が国や郷土の伝統や文化を正しく理解し、日本国民としての自覚と誇りを持った児童生徒を育成してまいります。

国旗・国歌を尊重する精神を育成し、そのことが国際的礼儀であることを理解させ、お互いを尊重する心と態度の育成を図るとともに、坂町の伝統や文化を取り入れた教育活動を積極的に進め、それらを継承し発展させる意欲を持った児童生徒の育成に努めます。

また、国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校においては、1年生から4年生までは英語になれ親しませる学習を、また、5・6年生では小学校学習指導要領に示されている外国語活動を、引き続き実施し充実させてまいります。

中学校においては、学習指導要領に示されている外国語の目標を踏まえ、聞くことや話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うため、引き続き、外国語指導助手を活用した授業を実施してまいります。

また、知識を活用して新たな価値を生み出す力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動を推進します。

～特別支援教育を充実します～

児童生徒の自立や社会参加を図るために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、多様な人々が利用可能なユニバーサルデザインに配慮した教育環境の充実とともに、適切な指導や必要な支援を行います。

このため、各学校においては、障害のある児童生徒の個別の教育支援計画を作成するとともに、通常の学級に在籍する児童生徒を含め、特別な配慮が必要となる児童生徒の個別の指導計画を作成し、その活用に努めます。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関や専門家等との連携を積極的に進めるとともに、研修の充実を努め、指導内容や指導方法を工夫改善します。

～キャリア教育を推進します～

今日の厳しい経済情勢や産業・経済及び雇用の構造的変化に伴い、学校生活から職業生活への円滑な移行が難しい状況が生じているため、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身につけさせるための教育の充実が求められています。

このため、家庭・地域・事業所の協力をいただき、将来を見据えた子供の勤労観・職業観を育てるため、キャリア教育の充実を努めます。

中学校においては5日間の職場体験学習を実施し、働くことへの関心・意欲を高めるとともに、キャリアノートの活用を通して、小・中・高等学校の校種間連携を進めます。

～環境教育を推進します～

豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むとともに、環境問題について学習することが重要であり、特に、21世紀を担う子供たちへの環境教育は極めて重要です。

このため、太陽光発電システムを導入した小学校においては、子供たちが環境についての理解を深め、環境の保全に配慮した行動がとれるようにするため、社会、理科、家庭科などの教科や、道徳の時間、特別活動における環境にかかわる内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間において、環境問題についての学習を展開してまいります。

また、中学校においても、小学校での環境教育の成果を踏まえ、継続的・発展的に環境教育に取り組めます。

～情報化に対応した教育を推進します～

急速な高度情報通信社会の進展に伴い、情報化に対応した教育が必要となっています。このため、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会へ参画する態度などの「情報活用能力」を、児童生徒の発達段階に応じた教育を進めます。

その際、情報を扱う際のルール・マナーや危険回避などの安全面についての指導など、児童生徒が情報社会で適正に活動するためのもととなる考え方や態度を育てることに努めます。

また、各学校に整備した情報機器を各教科等の指導手段として有効活用し、学習効果を高めます。

～安全・安心な学校環境の整備に努めます～

近年、不審者による事件・事故等が発生し、本来、児童生徒が安心して学ぶことができる安全な場所であるべき学校等が、必ずしもそうとは言えない状況となっています。

このため、各学校では、不審者対策等として、学校内外における緊急時の危機管理マニュアルの作成、集団・複数による登下校、防犯ブザーの携帯、子ども110番についての周知徹底、安全マップの作成、学校内で不審者の侵入を想定した避難訓練の

実施など、事件の未然防止に努めてまいります。

学校施設の改修整備については、引き続き、施設の適切な点検及び維持管理に努めるとともに、大雨土砂災害や地震・津波などによる災害から身を守るため、児童生徒の危機管理意識を高め、定期的に避難訓練を実施し、また、町主催の避難訓練に積極的に参加するなど、防災教育の充実を図ります。

さらに、緊急時一斉メール配信システムの活用を進め、気象に関する警報発令時など、自然災害発生時等の児童生徒の安全確保にも努めてまいります。

～開かれた学校づくりを推進します～

学校教育を行うには、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めることが重要です。

そのため、各学校は、学校だより、授業参観、学校ホームページ等により、積極的に学校の情報を発信するとともに、地域人材を活用した授業の実施や、地域の行事への積極的な参加など、児童生徒と地域住民等の交流機会の充実を図り、保護者や地域住民等から理解と協力を得るよう努めてまいります。

このほか、広島教育の日に合わせて実施する「学校へ行こう」週間期間中に礼節習慣を設け、「礼節」を基本とした教育を地域とともに実践し、「開かれた学校づくり」を推進してまいります。

～学校経営基盤の強化に努めます～

望ましい学校経営を推進するため、学校評価制度・人事評価システム等を活用し、校長を中心として教職員が組織で対応できる学校運営体制の確立に努めます。

教育内容や指導方法については、課題に対応した研修の実施、学校の教育計画及び実践に係る指導助言、学習効果の評価等の強化を図り、専門性や技能を発揮し、自分の授業に誇りを持った教職員の育成に努め、学校教育の充実を図ります。

〈生涯学習〉

～学習機会の提供に努めます～

町民一人ひとりが心豊かに潤いのある日々を送るため、生涯の各時期に応じた多様な学習機会の場と情報の提供に努めます。

特に、子供たちの学力や社会性の醸成、希薄化しつつある家庭や地域社会の教育力の充実が求められている現在、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を発揮しながら連携を深め、地域で子供を育てる環境づくりを推進し、親子の触れ合いを大切に

した授業や家庭教育に関する情報の提供などによる家庭教育の支援を十分に行いつつ、子供たちの健全育成のための体験機会の充足に努めます。

また、豊富な経験・技能と意欲を備えた高齢者を初めとする幅広い世代の方々が、その経験を地域社会で発揮し、主体的な学習や社会活動が行えるよう、学習要求と学習課題を把握し、生きがいの持てる活動を推進し、異世代交流事業の支援に努めます。

～生涯学習環境の整備を推進します～

人生80年時代という高齢社会を迎えた今日、人生を実りある充実したものとするため、常に自分自身を育てていくことが大切です。

また、科学技術の進歩や情報化、国際化の進展など、急速な変化が進む現代社会において、絶えず新しい知識や技術を身につけることも必要です。

このような状況のもとで、多様な学習ニーズに応えるため、町民センターや図書館等を活動拠点とした生涯学習環境の整備とネットワークの強化を図り、一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け合い、生涯にわたり生きがいを持って暮らし、学習活動ができる「文化の香り高い坂町」の実現に努めます。

Sunstar Hallは、坂地区における町民の安全確保を図る防災拠点となるほか、昨年度から太陽光発電システムの整備に着手し、非常災害時における長期間の避難生活にも対応できるように備えてまいります。

また、各種スポーツの公式競技会を開催できるアリーナは、通常時には町内外の方々のスポーツ交流及び体力向上の場として利用し、文化振興としては、舞台のイベント等を自主事業として実施することにより、この施設が町民に親しまれ、スポーツ・文化活動の新しい交流拠点として活用され、生涯学習社会の実現につながるよう関係機関等とも協力し、利用促進に努めます。

～図書館の読書活動を推進します～

図書館は、生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実等のために果たす役割が大きいものがあり、引き続き、町民の学習や情報拠点施設として、図書の充実と読書の普及に努めてまいります。

子供の読書活動については、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、推進に努めてまいりましたが、本年度、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて、「坂町子ども読書活動推進計画」を改定し、乳児期から思春期まで各時期に合った読書活動を行ってまいります。

特に乳幼児期に本に親しませることや、読むことを通じ、「みずから学び、考え、判断し、表現できる子供」の育成を目指し、学校・家庭・地域等の連携により、積極的に子ども読書活動の推進に努めます。

近年、各年齢を問わず活字離れがふえ、読書への興味が薄れてきている状況にあり、学習・調査研究を支援するレファレンスサービスの充実や、音声・拡大読書機の設置、平成26年1月から実施した図書館利用者の坂駅南口自転車等駐車場利用の無料化など、利用者に応じた図書館サービスに努め、町民の皆様が気軽に利用できる親しみやすい図書館づくりを目指します。

県立図書館の蔵書については、インターネット予約貸出サービスにより、坂町立図書館で貸し出し・返却が可能です。これらのサービスの啓発に努め、貸し出しの利用促進を図ります。

～生涯学習推進体制を充実します～

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や、学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者やコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

また、学習機会の提供のみでなく、講座参加者が継続して活動ができるよう自主グループの育成・支援を進め、グループ活動の活性化を図ります。

～生涯スポーツを推進します～

スポーツを通して健康で豊かな日常生活を送り、生涯にわたって活動できるスポーツライフを実現するために、各年齢層に応じた各種事業を推進し、一人でも多くの人にスポーツに親しんでもらえるようスポーツのさらなる普及活動を展開します。

特に、子供の体力の低下傾向が指摘される中、家庭・学校・地域が連携して子供が積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境づくりに努めます。

また、健康の維持増進や、コミュニティー活動の促進を図るウオーキング活動の普及に努め、関係機関と連携して、坂町悠々健康ウオーキング大会等を開催します。

さらに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、坂町スポーツ推進委員及び坂町体育協会等の協力のもと、各種大会・行事を開催するなど、町民相互の交流と体力の向上を図り、体育・スポーツの振興に努めます。

～道徳心の高揚と実践力の育成に努めます～

お互いを尊重し、ともに助け合い、心が触れ合う社会の実現を図るため、道徳心の

高揚に努めます。

特に、「子は親の後ろ姿を見て育つ」と言われているように、親や地域住民が範を示して子供の教育に当たることが最も大切であることから、家庭・学校・地域が一体となって道徳心を高める意識啓発活動のより一層の充実を図ります。

また、青少年育成坂町民会議や学校等と連携を密にして、あいさつ運動や道徳作文、青少年の主張等への参加を促進するなど、あらゆる機会を通して、他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーを身につけることや、相互に助け合える地域社会の形成に努め、道徳心の高揚と実践力の育成に努めます。

～放課後子どもプラン等を充実します～

子供たちが放課後や週末等の自由な時間を安全・安心に活動できるよう、地域の方々の手で学習活動を提供する「放課後子ども教室」や、町民センター等で実施する「子どもチャレンジ講座」のさらなる充実を努めます。

事業を推進していく上で重要となる地域ボランティアについては、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図ることにより、支援者や指導者の確保に努めます。

一方、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳までの児童を対象とした「留守家庭児童会」につきましては、定員数や職員の資格等の基準を定め、生活環境の向上に努めるとともに、放課後子ども教室と連携を図り、安全で健やかな生活の場を提供することにより、児童の健全育成と子育て支援の充実に努めます。

～芸術・文化活動の振興に努めます～

芸術・文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となります。

そこで、芸術・文化を大切にする社会の実現を図っていくために、町民センターを初め、小屋浦ふれあいセンター、公民館、図書館等における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、引き続き、「坂町歌」「坂町音頭」の普及と振興を図り、地域に根差した芸術・文化活動がより一層活発に推進されるように努めます。

また、文化協会及び関係機関・団体等と連携を密にして、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報の提供及び発表の場や参加する機会の拡充を図ります。

特に、郷土芸能については、後継者育成が大きな課題であり、町民への普及啓発や

団体活動の支援とともに、地域・行政などと連携して、保存伝承活動の充実に努めます。

～町史の普及・活用に取り組みます～

歴史資料の普及啓発及び郷土愛を育むことを目的に刊行された4編の町史を活用して、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開し、歴史や文化に対する関心意欲を高めるとともに、継続的に坂町史の普及啓発活動に努めてまいります。

また、町史編さん事業に伴い収集した資料を町民に広く公開し、町民がより一層郷土に対する認識を深め、郷土を誇り、郷土を愛する心を持つよう、歴史資料の保存と活用を努めます。

～国際交流の推進に努めます～

21世紀を担う青少年が広く世界に目を向け、海外の多様で異なる文化・生活・習慣などに直接触れることにより、国際的な感覚で物事を考える豊かな心を育み、国際化に対応できる人材の育成を目指し、本年度、中学生を対象とする第5回坂町海外研修青少年対象事業を実施します。

事業概要としては、昨年度実施したアンケート調査及び過去4回実施した成果・課題を踏まえ事前学習を実施し、移民の歴史、ホームステイ体験、現地学校訪問、郷土出身者の会との交流、語学研修等の内容を検討し、内容の充実に努めます。

また、幼少期から英語になれ親しむための英語講座や、幅広く町民が参加できる語学講座、国際理解講座、町内に居住する外国人と交流する講座などの開催により、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めます。

最後に、厳しさを増している町財政の中で、町当局の教育行政に対する温かい配慮に感謝し、その期待に応えるために、より一層の努力を傾注して、坂町教育の向上発展のために邁進いたします。

今後とも議会の皆様を初め、町民の皆様の温かい御理解と御支援をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、「平成28年度教育行政方針」を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

御苦勞でございました。

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（大島英司君） 一同、御礼。

（延会 午後2時44分）